種別	保険医・保険薬剤師	保険医療機関・保険薬局	指定訪問看護事業者
方法	厚生労働大臣の登録	厚生労働大臣の指定	訪問看護事業所ごとに厚生労働大臣の指定
拒否	次のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。 ①保険医又は保険薬剤師の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるとき ②健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ④上記のほか、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき	次のいずれかに該当するときは、指定しないことができる。 ①保険医療機関又は保険薬局の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものであるとき ②保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき ③開設者又は管理者が、健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ④開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ⑤開設者又は管理者が、社会保険料について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に生ずる社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき ⑥上記のほか、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき	次のいずれかに該当するときは、指定してはならない。 ①申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき ②申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める基準及び厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき ③申請者が、指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき ④申請者が、健康保険法の規定により指定訪問看護事業者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるとき。 ⑤申請者が、健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ⑥申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ⑦申請者が、社会保険料について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に生ずる社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき ⑧上記のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不適当と認められる者であるとき
期限	なし	指定された日から6年経過日 ※期限日の3～6月前に申し出なければ指定の申請があったものとみなされる	なし ※指定の際に別段の申出がないときは、指定があったものとみなす
辞退	1月以上の予告期間を設けて、登録の抹消を求めることができる	1月以上の予告期間を設けて、指定を辞退することができる	
取消	次のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。 ①保険医又は保険薬剤師が、責務の規定に違反したとき ②保険医又は保険薬剤師が、報告等の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ③健康保険法以外の医療保険各法又は高齢者医療確保法による診療又は調剤に関し、①又は②のいずれかに相当する事由があったとき ④保険医又は保険薬剤師が、健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑤保険医又は保険薬剤師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑥上記のほか、保険医又は保険薬剤師が、健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき	次のいずれかに該当するときは指定を取り消すことができる。 ①保険医又は保険薬剤師が、責務の規定に違反したとき ②保険医療機関又は保険薬局が、保険医又は保険薬剤師の登録の規定に違反したとき ③療養の給付、入院時食事療養費、家族療養費の規定による支払に関する請求について不正があったとき ④保険医療機関又は保険薬局が、報告等の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき ⑤開設者又は従業者が、報告等の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ⑥健康保険法以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者医療確保法による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、①～⑤のいずれかに相当する事由があったとき ⑦開設者又は管理者が、健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑧開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑨上記のほか、開設者が、健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき	次のいずれかに該当するときは指定を取り消すことができる。 ①訪問看護事業所の看護師その他の従業者について、厚生労働省令で定める基準又は定める員数を満たすことができなくなったとき ②指定訪問看護事業者が、指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができなくなったとき ③訪問看護療養費の規定による支払に関する請求について不正があったとき ④指定訪問看護事業者が、報告等の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき ⑤指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者が、報告等の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ⑥健康保険法以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は高齢者医療確保法による被保険者の指定訪問看護に関し、②～⑤のいずれかに相当する事由があったとき ⑦指定訪問看護事業者が、不正の手段により指定訪問看護事業者の指定を受けたとき ⑧指定訪問看護事業者が、健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑨指定訪問看護事業者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑩上記のほか、指定訪問看護事業者が、健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき

諮問	中央社会保険医療協議会	地方社会保険医療協議会
	①保険医療機関・保険薬局の責務 ②保険医・保険薬剤師の責務 ③食事療養、評価療養、選定療養、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費等に係る費用の額（評価療養のうち、高度の医療技術に係るものは、この限りでない） ④診療所の要件を定める省令 ⑤指定訪問看護事業の運営に関する基準	①保険医療機関・保険薬局に係る指定 ②保険医療機関・保険薬局に係る指定の取消し ③保険医・保険薬剤師に係る登録の取消し

SAMPLE